

ID: 197

担当部署: 市民生活部 上宮川文化センター

処分の概要	使用料の徴収																																					
例規名 根拠条項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第8条																																					
例規番号	昭和61年条例第11号																																					
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が使用する場合は、後納させることができる。</p> <p>別表(第8条関係) 上宮川文化センター使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>朝</th> <th>昼</th> <th>夜</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後6時～午後9時 30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>2,500円</td> <td>2,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>会議室(大)</td> <td>1,000円</td> <td>1,100円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>会議室(中)</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室(小)</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1,000円</td> <td>1,100円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>				室名	朝	昼	夜	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時 30分	ホール	2,500円	2,900円	3,100円	会議室(大)	1,000円	1,100円	1,200円	会議室(中)	700円	800円	1,000円	会議室(小)	500円	600円	700円	生活改善室	800円	1,000円	1,100円	教養娯楽室	500円	600円	700円	視聴覚室	1,000円	1,100円	1,200円
室名	朝	昼	夜																																			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時 30分																																			
ホール	2,500円	2,900円	3,100円																																			
会議室(大)	1,000円	1,100円	1,200円																																			
会議室(中)	700円	800円	1,000円																																			
会議室(小)	500円	600円	700円																																			
生活改善室	800円	1,000円	1,100円																																			
教養娯楽室	500円	600円	700円																																			
視聴覚室	1,000円	1,100円	1,200円																																			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>																																						
備考																																						
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日																																			

ID: 200

担当部署: 市民生活部 上宮川文化センター

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	昭和61年条例第11号		
【根拠条文】 (使用制限) 第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退場を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: 市民生活部 上宮川文化センター

<p>処分の概要</p>	<p>退館命令等</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第10条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和61年規則第12号</p>		
<p>【根拠条文】 (入館の制限) 第10条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることがある。 (1) 酩酊(めいてい)した者又は他人に迷惑を及ぼす者 (2) 他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (3) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>